

# 日本商品先物取引協会 会報

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

2022.8 VOL.33



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

# 目次 (2022.8 VOL.33)

I 巻頭挨拶「3期目に当たって」 日本商品先物取引協会 山崎 恒 会長	1
II 任期満了に伴う役員及び常設委員会等委員の選任について	3
III 令和4年度事業計画及び収支予算について	6
IV 「『商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」の一部改訂について	10
V-1 外務員登録資格試験制度の見直しについて	14
V-2 令和4年度の内部管理責任者等研修の実施予定について	16
VI 令和3年度（令和4年3月期）国内商品市場取引を行う 会員17社の業務状況について	17
VII 2021（令和3）年度の相談等業務レポートの概要について	19
VIII 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	21
2 店頭商品CFD取引の状況	22
3 登録外務員数の推移	24
4 2021年度外務員登録資格試験及び登録更新講習 合格・修了率の推移（四半期ごと）	25
5 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	26

# I. 巻頭挨拶

## 「3期目に当たって」



日本商品先物取引協会  
会長 やまざき 山崎 ひさし 恒

会員各位におかれましては、平素より、日本商品先物取引協会（日商協）の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、令和4年6月16日の第31回通常総会で選任された理事による役付理事互選会におきまして、日商協の会長として再選され、19日に就任いたしました。同時に再任された二家副会長、小川副会長とともに、3期目の職務に誠心誠意取り組んでまいり所存です。

さて、前期の令和2年6月19日からの2年間を振り返りますと、令和2年7月に東京商品取引所から大阪取引所に貴金属市場等が移管され、それらの商品を取り扱う会員は第一種金融商品取引業の新規登録又は変更登録を行うこととなり、同時に日本証券業協会にも加入されました。この結果、本年8月1日現在の会員33社のうち31社が金融商品取引業を兼業することになりましたが、上記の貴金属等の商品市場の移管に伴い、商品先物取引法（商先法）の下での国内商品市場取引による営業収益が大幅に減少し、令和3年度は前年対比で約8割減となりました。さらに、この2年間の新型コロナウイルス感染症の数次にわたる蔓延は、日商協はもとより会員各社における種々の活動が制約され、特に登録外務員による営業活動に多大な影響がありました。現在もなお先行きの見通せない厳しい状況下にはありますが、会員各位と相携えて、乗り切っていきたいと考えております。

日商協では、商品市場の移管の影響を想定し、令和2年度からコスト削減による会費負担の軽減に取り組んでまいりましたが、その後も営業収益の減少傾向は続いており、協会運営は一段と厳しくなっております。

業務の内容では、会員のコンプライアンス水準の向上と国内商品市場取引の減少が相まって、ここ数年、苦情相談と紛争仲介の申出件数が減少するなど、苦情・紛争等の解決に係る事業の負担は軽減されてきておりますが、なお、会員におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与

対策に係る業務や、主務省からコンプライアンス体制の充実に係る指導事案に関する会員への支援など、自主規制業務の確実な遂行が求められております。さらには、外務員登録、資格試験に係る業務については、引き続きそのニーズは高いものがあります。

日商協としましては、このような状況に対応するとともに、サステイナブルな組織として維持するため、法令に定める自主規制機能等を維持しつつ、業務を見直し、事務局を含めた本会の組織を適正な規模に縮小させることを喫緊の課題として意識し、取り組んでおります。具体的には、今年度を改革案の策定期間と位置づけ、会員はもとより、主務省及び学識経験者等の意見も伺いながら、商先法令において許容される範囲で効率的な組織体制にする改革案を早期に取りまとめ、できるものから実行してまいりたいと考えております。

世界に目を転じますと、ロシアのウクライナ侵攻により世界的にエネルギーや穀物の資源価格が高騰し、消費者物価の上昇でインフレの深刻化が懸念され、欧米を中心に金融の引き締めが行われています。我が国でも電力需給の逼迫が度々懸念されていることなどから、東京商品取引所が4月4日に本上場した電力先物取引、試験上場（3年間）したLNG（液化天然ガス）はもとより、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引で扱われている商品がリスクヘッジ等の多様な受け皿になることを期待しております。

なお、日商協は、今秋、日本橋堀留町の東京商品取引所ビルから日本橋人形町の日庄ビルに、日本商品委託者保護基金及び日本商品先物振興協会とともに移転する予定です。

会員各位におかれましては、これまでと同様にコンプライアンス体制の整備に万全を期して、不断の取り組みを継続していただきますよう切にお願いいたしますとともに、今後とも日商協の事業運営にご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私からの就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## Ⅱ. 任期満了に伴う役員及び常設委員会等委員の選任について

### 1. 役員を選任

令和4年度は、2年の任期満了に伴う役員（理事及び監事）改選期になります。

会員役員については、5月16日に会員役員選考委員会が開催され、理事4名、監事1名の候補者が推薦されました。また、会員外役員については、役員選任規程に則り、会長が理事10名、監事2名の候補者を選定しました。

この17名（理事14名、監事3名）の候補者は、第31回通常総会（6月16日開催）において満場一致で選任されました。

新しい理事の選任を受け、6月19日に書面審議により開催された役付理事互選会で会長及び副会長の互選が行われ、会長には山崎恒理事、副会長には二家勝明理事及び小川潔理事がそれぞれ選任されました。

新たな体制は次のとおりです。今後とも、何卒、よろしくお願い申し上げます。

### ◆ 役員（17名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
会長	山崎 恒	会員外	弁護士
副会長	二家 勝明	会員	日産証券(株) 代表取締役会長
副会長	小川 潔	会員外	
理事	有山 雅子	会員外	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 顧問
理事	石崎 隆	会員外	(株)東京商品取引所 代表取締役社長
理事	稲垣 隆一	会員外	弁護士
理事	井上 明	会員外	日本商品委託者保護基金 理事
理事	宇佐美 洋	会員外	多摩大学大学院 教授
理事	岡地 和道	会員	岡地(株) 代表取締役社長
理事	河内 隆史	会員外	明治大学 名誉教授
理事	多々良 實夫	会員	豊トラスティ証券(株) 代表取締役会長
理事	長澤 孝昭	会員外	ジャーナリスト・(株)時事総合研究所 客員研究員
理事	升田 純	会員外	弁護士
理事	三浦 裕介	会員	(株)みずほ銀行 市場営業部部長
監事	木下 恵嗣	会員外	公認会計士
監事	中島 義則	会員外	弁護士
監事	細金 英光	会員	フジトミ証券(株) 代表取締役社長

## 2. 常設委員会等委員の選任

常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）委員及び規律委員会委員については7月26日に、綱紀委員会委員については9月25日に2年の任期が満了するため、第185回理事会（7月22日開催）において、常設委員会委員長、規律委員会委員長、副委員長及び委員、綱紀委員会委員長及び委員の委嘱の同意を得るとともに、常設委員会委員長の推薦を受けて副委員長及び委員を次のとおり選任しました。

### ◆ 自主規制委員会委員（11名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	山崎 恒	会員外	協会会長（弁護士）
副委員長	升田 純	会員外	協会理事（弁護士）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	岩田 英	会員	(株)みずほ銀行グローバルマーケット業務部市場規制対応チーム次長
委員	尾崎 安央	会員外	早稲田大学法学部教授
委員	河内 隆史	会員外	協会理事（明治大学名誉教授）
委員	近藤 益生	会員	岡地(株)取締役管理本部長
委員	佐川 浩	会員	I G証券(株)取締役経営管理部長兼コンプライアンス部長
委員	瀧田 照久	会員	豊トラスティ証券(株)取締役管理本部コンプライアンス部長
委員	畑中 鐵丸	会員外	弁護士
委員	松田 勇次	会員	日産証券(株)常務取締役コンプライアンス本部長

### ◆ 総務委員会委員（9名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	二家 勝明	会員	協会副会長（日産証券(株)会長）
副委員長	多々良 實夫	会員	協会理事（豊トラスティ証券(株)会長）
委員	岩田 英	会員	(株)みずほ銀行グローバルマーケット業務部市場規制対応チーム次長
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地(株)社長）
委員	木下 恵嗣	会員外	協会監事（公認会計士）
委員	釧持 宏昭	会員	北辰物産(株)社長
委員	中島 義則	会員外	協会監事（弁護士）
委員	細金 英光	会員	協会監事（フジトミ証券(株)社長）
委員	依田 年晃	会員	サンワード貿易(株)社長

◆ 規律委員会委員（8名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	山崎 恒	会員外	協会会長（弁護士）
副委員長	升田 純	会員外	協会理事（弁護士）
副委員長	二家 勝明	会員	協会副会長（日産証券㈱会長）
委員	石崎 隆	会員外	協会理事（㈱東京商品取引所社長）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地㈱社長）
委員	多々良實夫	会員	協会理事（豊トラスティ証券㈱会長）
委員	中島 義則	会員外	協会監事（弁護士）

◆ 綱紀委員会委員（10名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	長澤 孝昭	会員外	協会理事（ジャーナリスト・㈱時事総合研究所客員研究員）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地㈱社長）
委員	小川 潔	会員外	協会副会長
委員	小宮山澄枝	会員外	弁護士
委員	多々良實夫	会員	協会理事（豊トラスティ証券㈱会長）
委員	二家 勝明	会員	協会副会長（日産証券㈱会長）
委員	細金 英光	会員	協会監事（フジトミ証券㈱社長）
委員	吉野 高	会員外	弁護士
委員	依田 年晃	会員	サンワード貿易㈱社長

### Ⅲ. 令和4年度事業計画及び収支予算について

令和4年度事業は、3月22日開催の第36回臨時総会において事業計画及び収支予算が承認され、4月1日からスタートいたしました。

本会事業への理解を深めていただくため、令和4年度事業推進の基本方針とともに、令和4年度事業計画及び収支予算を掲載いたします。

#### 【令和4年度事業推進の基本方針】

令和2年7月27日に総合取引所が誕生し、貴金属等の商品が(株)東京商品取引所から(株)大阪取引所に移管された。本会では、これらの工程が示された令和元年度から、関係する会員が円滑に対応できるよう、金融商品取引業者の新規又は変更登録、証券外務員の登録や内部管理責任者の資格取得等について、日本証券業協会等の関係機関との協議を通じて支援してきた。

一方、商品先物取引法（以下「商先法」という。）に基づく国内商品市場取引については、(株)東京商品取引所のエネルギー（原油や電力等）と中京石油、(株)堂島取引所の農産物が残った。これらの取引に係る暦年の受取手数料の推移をみると、商品移管前の令和元年に対して期中に商品移管があった令和2年は約41%の減少、その令和2年に対して令和3年は約85%の減少となった。こうした状況を踏まえ、本会では、人件費と事業費を削減することにより、令和2年、令和3年と2年連続して比例会費対象額の減額を行ってきた。

令和4年度においては、上記のような商品移管後の商品先物取引業の変化、特に国内商品市場の規模や登録外務員を介したビジネス態様の縮小、苦情・紛争案件の減少等の状況に鑑み、令和5年度以降の本会の業務及び事務局体制のあり方について検討を行い、実施が可能な施策は直ちに実施することとする。

また、事業については、新たな国内商品市場取引（(株)東京商品取引所のLNGの試験上場、(株)堂島取引所の新規上場の検討）、店頭商品デリバティブ取引に対応した必要な事業を行うとともに、商先法で規定されている苦情解決・紛争仲介、外務員登録等の業務を着実に遂行し、自主規制機関としての機能を発揮する。

協会運営については、比例会費対象額を算出する営業収益について、商品移管による激変を緩和するために、令和3年度は平成29年からの4年間の平均値を「みなし営業収益」として用いたが、令和4年度は商品移管後の実態を更に濃く反映させることとし、1年短縮して過去3年間の平均値とする。また、この営業収益の減少に応じて比例会費対象額を減額し、効率的な業務の運営に努めるとともに、東京商品取引所ビルからの移転は必要な経費を運営準備積立資産から取り崩すこととする。

## 令和4年度 事業計画

### 1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
  - ① 内部管理責任者等資格研修（日本証券業協会の商先限定内部管理責任者のための講習内容の整備を含む。）、内部管理総括責任者等研修の充実
  - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
  - ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
  - ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
  - ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
  - ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
  - ① 自主規制ルールの整備
  - ② 商品移管に伴う会員のビジネス態様の変化に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
  - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
  - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

### 2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
  - ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
  - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
  - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

### 3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習（日本証券業協会の特例商先外務員のための研修内容の整備を含む。）の的確な運営、実施

(4) 一種証券外務員の商品外務員資格の取得方法の検討

4. 広報等に係る事業

(1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化

(2) 協会事業等に係る情報提供

- ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
- ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
- ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
- ④ 消費者相談機関等への情報提供
- ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以 上

令和4年度 収支予算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：千円）

科 目	令和4年度 予算額①	令和3年度 変更予算額②	増 減①-②
<b>I. 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
① 特定資産運用収入	0	8	△8
② 入会金収入	0	1,000	△1,000
③ 会費収入			
定額会費	102,000	104,750	△2,750
比例会費	57,271	68,114	△10,843
定額会費（新規入会見込）	0	1,250	△1,250
④ 事業収入			
紛争仲介手数料収入	420	450	△30
受講・受験料収入	4,162	3,787	375
登録料収入	2,240	2,657	△417
反社照会手数料収入	12	0	12
⑤ 雑収入	30	30	0
<b>事業活動収入計 (a)</b>	<b>166,135</b>	<b>182,046</b>	<b>△15,911</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
①事業費支出			
自主規制業務費支出	2,618	3,130	△512
紛争処理等業務費支出	2,633	2,666	△33
試験登録事業費支出	9,173	6,502	2,671
広報実施費支出	1,480	1,231	249
職員給与支出	66,805	69,679	△2,874
役員報酬支出	14,292	14,292	0
退職給付支出	15,098	0	15,098
事務所賃料支出	16,500	13,062	3,438
その他業務管理費支出	8,976	8,644	332
<b>事業費支出計 (b)</b>	<b>137,575</b>	<b>119,206</b>	<b>18,369</b>
②管理費支出			
職員給与支出	22,437	24,137	△1,700
役員報酬支出	4,896	4,896	0
退職給付支出	15,098	16,023	△925
総会・委員会支出	2,994	2,444	550
事務所賃料支出	5,500	4,353	1,147
その他業務管理費支出	10,502	9,671	831
<b>管理費支出計 (c)</b>	<b>61,427</b>	<b>61,524</b>	<b>△97</b>
<b>事業活動支出計 (d)=(b)+(c)</b>	<b>199,002</b>	<b>180,730</b>	<b>18,272</b>
<b>事業活動収支差額 (e)=(a)-(d)</b>	<b>△32,867</b>	<b>1,316</b>	<b>△34,183</b>
<b>II. 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	30,196	16,023	14,173
運営準備引当資産取崩収入	28,000	6,000	22,000
システム更新等準備引当資産取崩収入	0	25,000	△25,000
<b>投資活動収入 (f)</b>	<b>58,196</b>	<b>47,023</b>	<b>11,173</b>
<b>2. 投資活動支出</b>			
①特資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	17,658	14,837	2,821
運営準備引当資産取得支出	0	6,000	△6,000
②固定資産取得支出			
ソフトウェア	0	25,000	△25,000
③敷金保証金	14,500	0	14,500
④事務所移転、造作、仲介手数料等	13,500	0	13,500
<b>投資活動支出計 (g)</b>	<b>45,658</b>	<b>45,837</b>	<b>△179</b>
<b>投資活動収支差額 (h)=(f)-(g)</b>	<b>12,538</b>	<b>1,186</b>	<b>11,352</b>
<b>III. 予備費支出 (i)</b>	<b>2,000</b>	<b>0</b>	<b>2,000</b>
<b>当期収支差額 (A)=(e)+(h)-(i)</b>	<b>△22,329</b>	<b>2,502</b>	<b>△24,831</b>
<b>前期繰越収支差額 (B)</b>	<b>22,329</b>	<b>19,827</b>	<b>2,502</b>
<b>次期繰越収支差額 (C)=(A)+(B)</b>	<b>0</b>	<b>22,329</b>	<b>△22,329</b>

#### IV. 「『商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」の一部改訂について

主務省が、令和3年10月19日に「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン等ガイドライン」という。）を改正したのを踏まえて、本会では、「『商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」（以下「マネロン等留意事項」という。）を令和4年3月11日に一部改訂しました。

今般のマネロン等ガイドライン改正において特にポイントとなる項目並びにそれに対応するマネロン等留意事項の項番及びその改訂趣旨等は以下のとおりです。

##### 1. RBA（リスクベースアプローチ）／リスクの特定・評価

- (1) 商品先物取引業者が業務提携等を行い新商品・サービスを提供する場合に、提携先等のマネロン等対策の状況を十分に確認しないまま、当該商品・サービスを提供している事例が見られたことを踏まえて、注意喚起の趣旨を含め、マネロン等ガイドラインに文言が追加されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番4）では、新商品・サービス提供時の対応の留意点として、①提携先等のリスク管理体制の有効性を検証すること、②提携先等について継続的なモニタリングを行い、提携先のリスク管理体制を踏まえ、新商品・サービスに係るリスクを特定すること、③新商品・サービスに係るリスクの検証は、既存商品・サービスのリスク評価の手法に加えて、新商品・サービスの特性を勘案すること、④提携先等の関係者が反社会的勢力に該当しないか検証すること、等について文言を追加しました。

- (2) 既に多くの商品先物取引業者が疑わしい取引の届出状況等を分析し、その結果を考慮して、より具体的なリスクの評価を実施している現状を踏まえ、管理体制が不十分な商品先物取引業者に体制整備を促す観点から、マネロン等ガイドラインの「対応が求められる事項」として、リスクの評価に当たっては疑わしい取引の届出状況等を分析し考慮すること、当該届出状況の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について届出内容の項目別に行う等、リスク評価に活用することが新たにマネロン等ガイドラインに追加されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番8、9）では、①疑わしい取引の届出状況の分析に当たり、届け出た取引に係る商品・サービス、国・地域、顧客属性、届出理由、発覚の経緯等の要素に着目して整理・分析すること、②疑わしい取引の届出を実施したか否かにかかわらず、自社における口座の不正利用の状況、外部照会の状況、警察からの凍結要請の状況、顧客の被害申告等から犯罪の状況を把握し、分析することが考えられることを新たに記しました。

##### 2. CDD（カスタマー・デュー・ディリジェンス）／継続的顧客管理

- (1) 旧マネロン等ガイドラインでは、商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を実施することを許容していたため、顧客属性や取引内容等に基づくスコアリングや格付を形式的に適用する事例が見られました。そこで、顧客類型ごとのリスク評価という文言に代えて、全ての顧客について顧客リスク評価を行うことが重要である旨明記するマネロン等ガイドラインの改正が行われました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番 22）では、項番 1～13 に示した「リスクの特定」及び「リスクの評価」に基づき、リスクを特定・評価した商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対するマネロン等リスクを踏まえ、全ての顧客についてリスク評価を実施すべき旨を記しました。

また、その具体的な対応例として、①商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等ごとのリスクに関する一般的な分析及び自社が固有で保有する取引・顧客情報を収集し、これを基に自社の特性、業容に応じてリスクの高い取引及びそれを行う顧客、リスクの低い取引及びそれを行う顧客を類型化してリスク評価を行うこと、②過去に疑わしい取引の届出対象となった顧客や不正に口座を利用している疑いのある顧客、不芳情報を把握した顧客等を高リスク先として管理すること、③非対面取引、写真付きでない本人確認書類、頻繁な入出金のある口座等、相対的にマネロン等のリスクが高いと考えられる口座について、フラグを付し厳格な顧客管理の対象とすること等を示しました。

- (2) 顧客が行おうとする取引が顧客の事業内容等を踏まえると不合理であるにもかかわらず、整合性を確認することなく不自然な取引を許容する事例が見られたことを踏まえて、そのような場合には顧客の営業実態や所在地等を把握する等の追加的措置を講ずることがマネロン等ガイドラインに追加されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番 24）では、顧客の住所・所在地の近隣に営業店があるにもかかわらず、遠隔地の営業店と取引を行っている場合等にその理由を確認し合理性の有無を点検すること、法人顧客についてその実在性に不審な点がある場合には、登記情報の確認や実地訪問等により実在性を確認すること等を具体的な対応例として示しました。

- (3) 顧客情報の確認について、顧客のリスクが高まったと想定される場合の「機動的な顧客情報の確認」に加えて、「定期的な確認」についても顧客のリスクに応じて頻度を異にする必要性が明確になるよう表現を改め、継続的な顧客管理により確認した顧客情報を、リスク評価のみならず、その後のリスク低減措置にも活用すべきことを明確にするよう、マネロン等ガイドラインが改正され、特に取引モニタリングでは、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すべき旨がマネロン等ガイドラインに追加されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番 26）では、①継続的な顧客評価は全ての顧客に一律に調査する必要はないが、定期的な顧客情報の確認（ローリング・レビュー）により確認した顧客情報を基に顧客のリスク評価を見直し、これに応じたリスク低減措置を実施することが必要であること、②当該レビューは、顧客のリスク評価に応じて必要な間隔で、必要な事象が発生した際に実施すること、③法人については、代表者の変更等による顧客属性の変化の有無を確認し、必要に応じてリスク評価の見直し、リスク低減措置を実施すること等

を追加しました。

- (4) 国際的なマネロン・テロ資金供与対策の高まりを受け、新たに団体の顧客に係るリスク評価について、マネロン等ガイドラインに新設されました。

これを受けてマネロン等留意事項（項番 28）では、「団体」の概念や「団体」及び「団体が形成しているグループ」の範囲について、団体やグループの性質や団体がグループ内で有する影響力等に応じて、個別具体的に判断する必要があること等を新たに記しました。

### 3. 取引モニタリング・フィルタリング

- (1) 旧マネロン等ガイドラインでは、個々の取引について異常な取引等を検知するために適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施すべきとしていましたが、これを取引モニタリングと取引フィルタリングとに分けて整理するとともに、取引モニタリングに関する体制整備等の例として、自らのリスク評価を反映したシナリオ・しきい値等の抽出基準を設定すること、疑わしい取引の届出をした取引の特徴や現行の抽出基準の有効性を分析し、当該抽出基準について改善を図ること等がマネロン等ガイドラインに追加されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番 29）では、取引モニタリング・取引フィルタリングに共通する対応として、IT システムの利用が必須ではないことを前提として、自らの業務規模や特性等を踏まえ同システムの導入・利用の可否を検討すべきこと、IT システムを利用する場合でも、自社におけるリスク特性等に応じて、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえて抽出基準等の体制の改善を図ること、また、取引モニタリングに係る対応として、疑わしい取引の届出状況や届け出た取引の特徴等を踏まえて抽出基準や判断基準を適宜見直すべきことをそれぞれ追加しました。

- (2) 改正マネロン等ガイドラインでは、取引フィルタリングに関する体制整備について取引モニタリングと書き分けるとともに、特に配慮すべき事項として、取引内容について照合対象となる制裁リストが最新のものか、制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているか検証する等、的確な運用を図ることが新設されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番 30）では、具体的な留意点として、当局の指定する制裁対象取引を適切かつ継続的に把握すべきこと、制裁リストの取得及び照合が当局の制裁対象者の指定後遅滞なく行われる社内体制を構築する必要があること、自社の顧客に該当があった場合の措置等について記述を追加しました。

### 4. 疑わしい取引の届出

改正マネロン等ガイドラインでは、これまで以上に主務省の作成する「商品先物取引業者における疑わしい取引の参考事例」の考慮の必要性を明確にするとともに、自らの過去の届出事例等も考慮事項に追加されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番 34）では、疑わしい取引の該当性判断に係る業務フローにおいて考慮すべき事項として、主務省作成の当該参考事例や自社の過去の届出事例等

を追加しました。

## 5. その他

- (1) 今般のマネロン等ガイドラインの改正に該当しないものの、令和元年8月の初版制定時のマネロン等留意事項において、商品先物取引業における対応が未記載となっていた事項（項番45）について新たに記載することとしました。

具体的には、顧客情報や確認記録・取引記録等のデータの網羅性に関する検証、ITシステムで対応しない紙媒体等のデータについて手作業等で別途管理することと位置付けられているかの確認、データの正確性に関する検証方法等について記載しました。

- (2) 商品先物取引業者に対し経営陣の主導的な関与の下、管理体制の見直しを含むマネロン等対策の改善を不断に図っていくことを求める趣旨を明確にするため、マネロン等ガイドラインに項目が新設されました。

これを踏まえてマネロン等留意事項（項番61）では、経営陣の主導的な関与の具体的内容として、マネロン等対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣に報告し承認を得るべきこと、その実施状況についても定期的に経営陣に報告し議論されるべきこと、経営陣は当該報告を基に体制の見直しや的確な運営について指示すべきことを記載しました。

文責：大畑

# V-1. 外務員登録資格試験制度の見直しについて

第33回外務員登録等資格委員会（6月17日開催）において、総合取引所の発足により、会員である商品先物取引業者が金融商品取引業を兼業する一方で、金融商品取引業者の商品先物取引業への円滑な参入を促すための取組みをさらに進めるため、日本証券業協会の一種外務員資格を保有する者が円滑に商品先物取引の外務員資格を取得できるようにすることとし、外務員資格試験等規則などの関連する規則等の一部改正を審議した結果、原案どおり承認され、8月1日から施行しました。

## 1. 改正の趣旨

㈱大阪取引所が貴金属市場等の移管により総合取引所となって以降、会員の大多数が商品先物取引法と金融商品取引法の二つの法律にまたがる形で、商品デリバティブ取引のビジネスを展開する状況になりました。本会としては、会員の役職員が円滑に両法の商品デリバティブ取引に従事できるようにする観点から、令和3年7月に「商品デリバティブ取引総合試験」を創設し、当該試験の合格者は日本証券業協会に特例商先外務員として登録できることといたしました。（会報VOL.30「IV. 外務員資格試験等実施要領の一部改正について」を参照）

今般の改正は、上記取組みに加え、日本証券業協会の一種外務員資格を保有する者が円滑に商品先物取引の外務員資格を取得できるようにすることで、事業者の商品先物取引業への円滑な参入を促すための取組みをさらに進めることとし、関連する規則等の一部を改正しました。

## 2. 改正の概要

### (1) 改正の骨子

①日本証券業協会の一種外務員登録を受けて現に外務行為に従事している者であれば、金融商品業務に関して一定以上の知識を有している者であることが推定されること、②そのような者にまで商品先物取引の外務員登録資格試験の合格を求めていくことは、商品先物取引業の活性化の妨げになりかねず、円滑な参入のための環境整備を進めることが業全体にとって望ましいこと、を勘案して一種外務員登録を有する者であって本会が提供する「外務員登録資格認定講習」（仮称、以下「認定講習」という。）を受講修了した者を、所定の知識を有する者として認定することにしました。

### (2) 認定講習の受講要件

① 講習受講申請時点において一種外務員登録を受けている者であること

なお、上記の者であっても以下の者は受講することができません。

ア 日本証券業協会の規則によって同協会の資格更新講習を修了することが求められている者であって、当該資格更新講習を修了していない者

イ 金融商品取引法又は日本証券業協会規則によって証券外務員の職務停止又は禁止措置を受けている者

② 本会会員に所属している者であること

本会の外務員登録資格試験及び登録更新講習は会員企業の役職員であることを受験・受講の要件としていることから、認定講習についても同様とします。

### (3) 認定講習の講習分野

講習分野は以下のとおりです。

章	内 容
第1章	商品デリバティブ取引とは
第2章	商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則とは
第3章	適切な営業行為とは（各種行為規制）
第4章	外務員が法令に違反した時の効果

(4) 受講料について

会員の役職員 : 13,000 円

未加入事業者の役職員 : 26,000 円

(5) 申告内容の真正性に係る確認（虚偽・不正申告の防止措置）

受講者が証券外務員資格の保有に係る事項等について真正な内容を申告しているかどうかを確認するために、毎年度末を目途に無作為抽出調査を実施します。

### 3. 施行日

8月1日から施行しました。

なお、認定講習のコンテンツを準備しているところであり、改めて実施時期をお知らせします。

文責：谷口

## V-2. 令和4年度の内部管理責任者等研修の実施予定について

内部管理責任者等研修は以下のとおり実施する予定です。

内部管理責任者等研修は、「会員の内部管理責任者等に関する規則」に基づき、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とする観点から、実践的な知識を習得していただくことを目的としています。また、既に内部管理責任者や営業責任者の任に就いている方に対しても、今一度、内部管理責任者制度の趣旨や職務上期待される役割等について確認していただくとともに、法令遵守関連業務に関する最新情報を修得していただくとの観点から、本研修を受講することが認められています。

なお、本制度では、毎年7月末時点における各社の内部管理責任者等の配置状況を本会に届出する必要がありますので、電子メール又はファイルアップロード方式により届出をお願いします。

### 令和4年度の実施要領

本年度の実施要領は以下のとおりです。

#### 1. 実施方法

You Tube を利用した講習内容の動画配信方式により開催します。受講者はインターネットに接続可能なパソコン等により、本会から通知された URL にアクセスして研修用動画を聴講します。

受講後には指定の URL にて提供される「理解度確認テスト」を受験し、70%以上の正答率をもって研修修了となります。

#### 2. 実施予定

第1回 令和4年8月下旬～9月上旬：内部管理責任者等研修

第2回 令和5年2月頃（予定）：内部管理責任者等研修、内部管理「総括」責任者等研修

#### 3. 第1回研修の内容（予定）

- (1) 内部管理責任者制度について（45分程度）
- (2) 内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について（90分程度）

文責：谷口

## VI. 令和3年度(令和4年3月期)国内商品市場取引を行う会員17社の業務状況について

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を毎月提出していただいております。

この度、会員が取り扱う国内商品市場取引の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、令和2年度(対象21社)と令和3年度(対象17社)の比較を行いました。

なお、令和3年度は前年度比で売買枚数、受取手数料、預り証拠金、委託者数の全てが減少しています。

### 集計方法等について

1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書(省令様式第12号)に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

### 1. 売買枚数

	令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)	令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	19,969千枚	8,291千枚	▲58.5%
会員売買枚数(自己取引を含む)	19,396千枚	8,040千枚	▲58.5%
会員の占有率	97.1%	97.0%	—

#### 【コメント】

令和3年度は、前年度比で国内市場全体の売買枚数が11,678千枚(▲58.5%)の減少、会員売買枚数も11,356千枚(▲58.5%)の減少となっています。

### 2. 受取手数料

	令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)	令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	5,936百万円	2,001百万円	▲66.3%
R2年度比 受取手数料増加会員	—	1社	
R2年度比 受取手数料減少会員	—	16社	

※1 受取手数料の合計は、期中に本会を脱退した3社は含まない。

※2 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。

※3 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

※4 9月決算の会員は、決算期に合わせ令和元年10月～令和2年9月、令和2年10月～令和3年9月、12月決算の会員は令和2年1月～令和2年12月、令和3年1月～令和3年12月の額で集計し比較した。

#### 【コメント】

(1) 令和3年度は、会員の受取手数料は前年度比で3,935百万円(▲66.3%)の減少となっています。

(2) 会員売買枚数(上記1. 参照)の減少率に比べて、受取手数料の減少率は大きくなっています。

### 3. 預り証拠金

	令和2年度 (令和3年3月末日現在)	令和3年度 (令和4年3月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	94,328 百万円	92,800 百万円	▲1.6%
R2年度比 預り証拠金増加率 10%以上	—	12 社	
R2年度比預り証拠金±10%の範囲内	—	1 社	
R2年度比 預り証拠金減少率 10%以上	—	4 社	

※ 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

#### 【コメント】

- (1) 和2年度は、前年度比で会員の預り証拠金が 1,528 百万円 (▲1.6%) の減少となっています。
- (2) 会員の預り証拠金の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 12 社、±10%の範囲内が 1 社、減少率 10%以上が 4 社となっています。

### 4. 委託者数

	令和2年度 (令和3年3月末日現在)	令和3年度 (令和4年3月末日現在)	増減率
委託者数の合計	20,622 人	19,767 人	▲4.1%
実働委託者数	799 人	728 人	▲8.9%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	3.9%	3.7%	—
R2年度比 委託者数増加率 10%以上	—	2 社	
R2年度比 委託者数±10%の範囲内	—	6 社	
R2年度比 委託者数減少率 10%以上	—	9 社	

#### 【コメント】

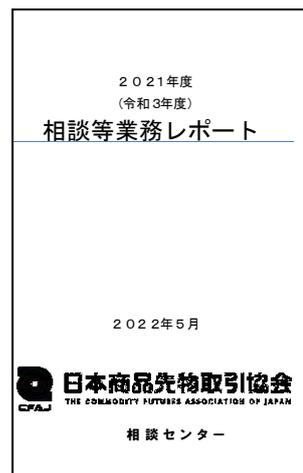
- (1) 令和3年度は、委託者数の合計は 855 人 (▲4.1%) の減少、実働委託者数は 71 人 (▲8.9%) の減少となっています。
- (2) 委託者数の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 2 社、±10%の範囲内が 6 社、減少率 10%以上が 9 社となっています。

文責：小河

## Ⅶ. 2021（令和3）年度の相談等業務レポートの概要について

相談センターでは投資家等へ情報提供の一環として、毎年5月、前年度に寄せられた相談（問い合わせ）、苦情及び紛争仲介の受付、処理状況を整理・分析し、「相談等業務レポート」としてとりまとめ、協会ウェブサイト「資料・統計」メニューの「[相談センターの業務状況](#)」で公表しています。

本年は5月26日に2021年度（令和3年度）分を公表しました。ここで「相談等業務レポート」の内容を簡単にご紹介します。



### 1. 主な記載項目

相談等業務レポートでは、以下の項目について、受付件数、申出人の属性、申出内容等の分類と分析を行っています。

- I. 概況（2021年度）
- II. 2021年度における問い合わせ、苦情及び紛争仲介の処理状況（直近5年度との比較）
  - 1. 問い合わせの受付状況
  - 2. 苦情の受付及び処理状況
  - 3. 紛争仲介の受付及び処理状況
  - 4. 苦情等（苦情と紛争仲介直接申出）の状況

### 2. 2021年度（令和3年度）の内容

1999年（平成11年）の相談センター開設から2021年で23年目となりました。この間、問い合わせ、苦情及び紛争仲介の受付件数は、いずれも大きく減少しております。2020年7月27日に貴金属市場等が(株)東京商品取引所から(株)大阪取引所に移管された影響等により、2021年度の対前年度比の減少率はいずれも過去最高となるなど減少傾向がさらに顕著となりました。そのため、2021年度の受付件数はその全てで過去最少となり、特に苦情は初めて0件でした。

#### ▼2021年度と前年度との比較並びにピーク年度の件数

	2021年度	2020年度	前年度比	ピーク時件数（年度）
問い合わせ	143件	217件	▲74件	8,221件（2001年度）
苦情	0件	4件	▲4件	503件（1999年度）
紛争仲介	5件	17件	▲12件	250件（2004年度）

### 3. 受付事例（「相談等業務レポート」より一部抜粋）

2021年度中に本会に寄せられた「問い合わせ」の主な相談内容及び「紛争仲介」の主な申出内容は以下のとおりでした。（2021年度は「苦情」の申出がありませんでした。）

#### (1) 問い合わせ

- ❖ 勧誘を受け、契約書を提出したが、その後不安になったので当該契約を破棄したい。そのためにはどのような手順を踏めばよいか。なお、契約書と同時に東商取原油を2口購入する旨の注文書を提出している。（男性、60歳代）

- ❖ 現在取引している CFD 取引のスプレッド幅を勝手に広げられてしまい、その結果ロスカットとなった。納得できないので、商先業者にロスカット前の状態に戻してほしい旨伝えたが、約款の範疇につき問題ないと言われた。(男性、年齢不詳)

## (2) 紛争仲介

- ❖ 突然、勧誘の電話があり、断ったにもかかわらず何度もかかってきた。その都度、原油の値段を言われ、「最初の電話の直後に取引を開始していれば〇〇円も儲かっていた。」「1~2 か月で利益がでる。」「一緒に勉強していくので大丈夫。」などと言われて取引した結果、損失を被った。(女性、40 歳代)
- ❖ 取引開始直後に大きな損失を被ってしまい、精神的に限界となってしまったため、外務員に手仕舞いたい旨を何度も伝えたが、「ここで止めたら、これまでの損を取り戻せないじゃないですか。」と聞き入れてもらえなかった。ある時、決済のため電話したところ、担当外務員が不在とのことで、部下から「電話させます。」と言われたが、結局電話はなく損失が拡大してしまった。(男性、60 歳代)

文責：入江

## VIII. 統計資料等

### 1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

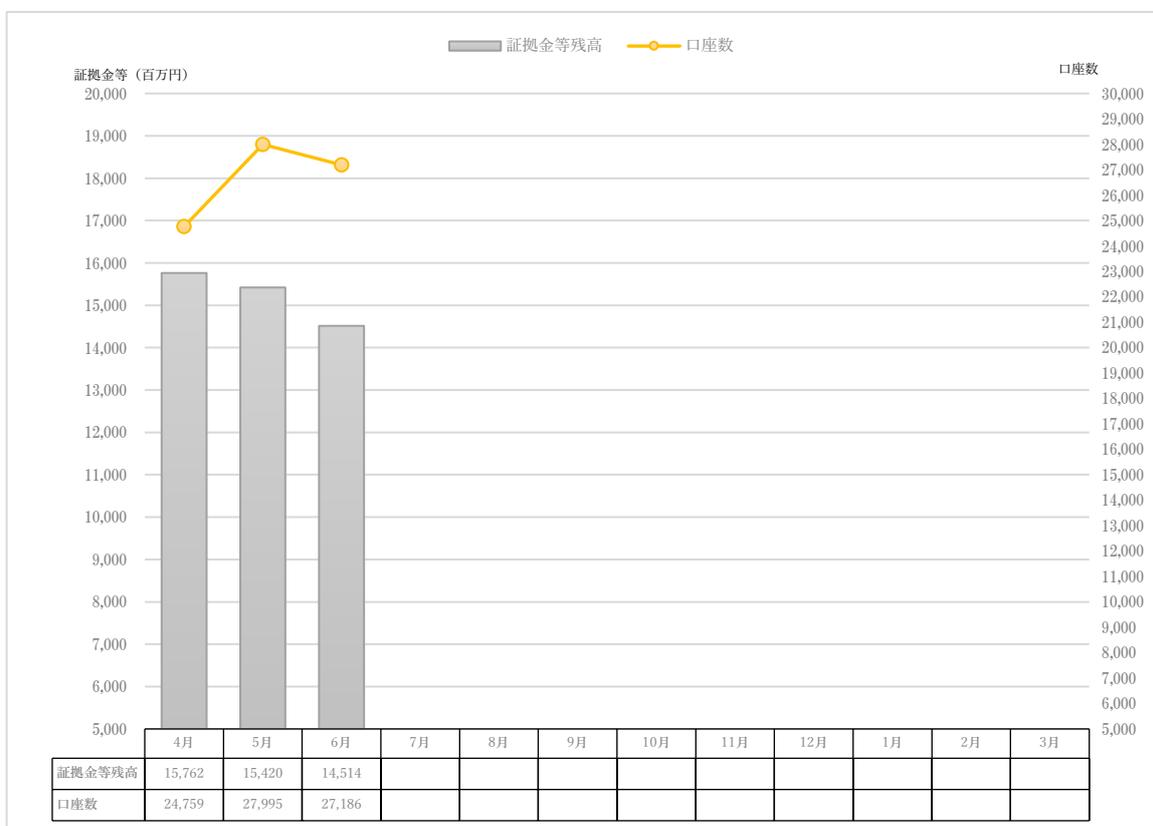
年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H30年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13	
R元年度	41	25	43,413	265	42,326	1,677	23,729	15	
R2年度	38	21	19,969	130	19,353	1,427	5,995	17	
R3年度	34	17	8,291	74	8,040	1,034	1,915	3	
R4年度	4月	33	17	421	76	335	1,033	93	0
	5月	32	16	417	77	331	1,045	102	0
	6月	32	16	385	72	305	1,046	102	0
	合計	—	—	1,223	—	971	—	297	0
前年度比 4~6月			44.7%		35.5%		61.7%		

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

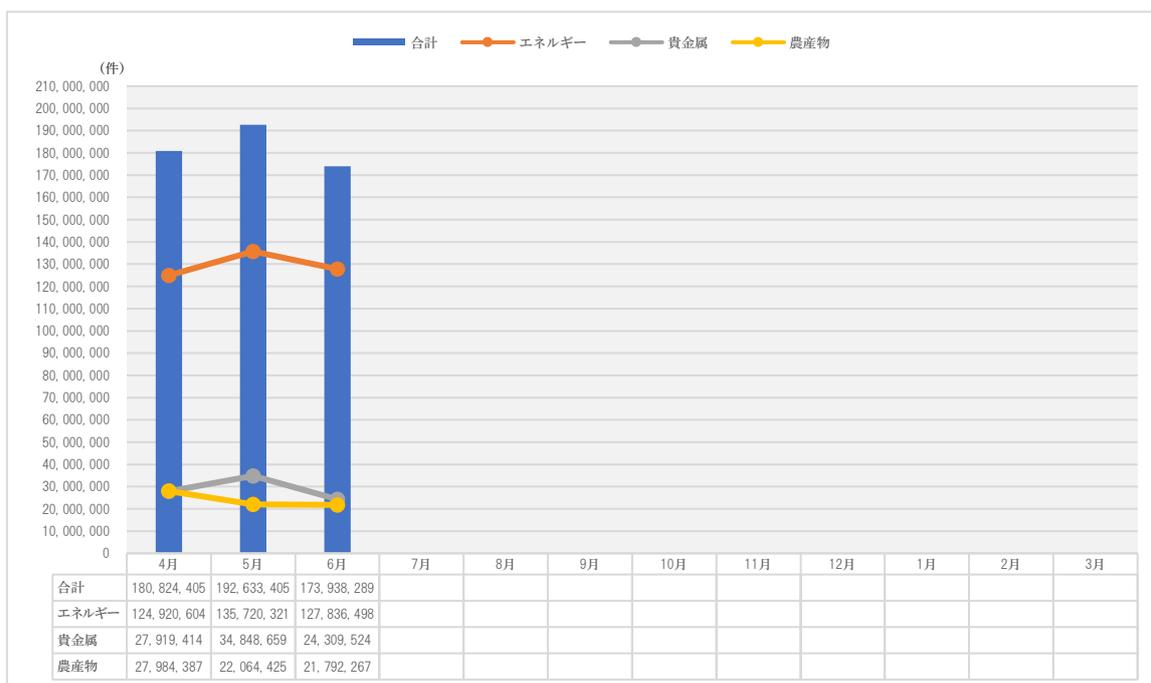
出典：国内市場売買枚数は令和2年7月まで日本商品清算機構「出来高速報」、それ以降は各商品取引所、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）、それ以外は協会調べ

## 2. 店頭商品CFD取引の状況

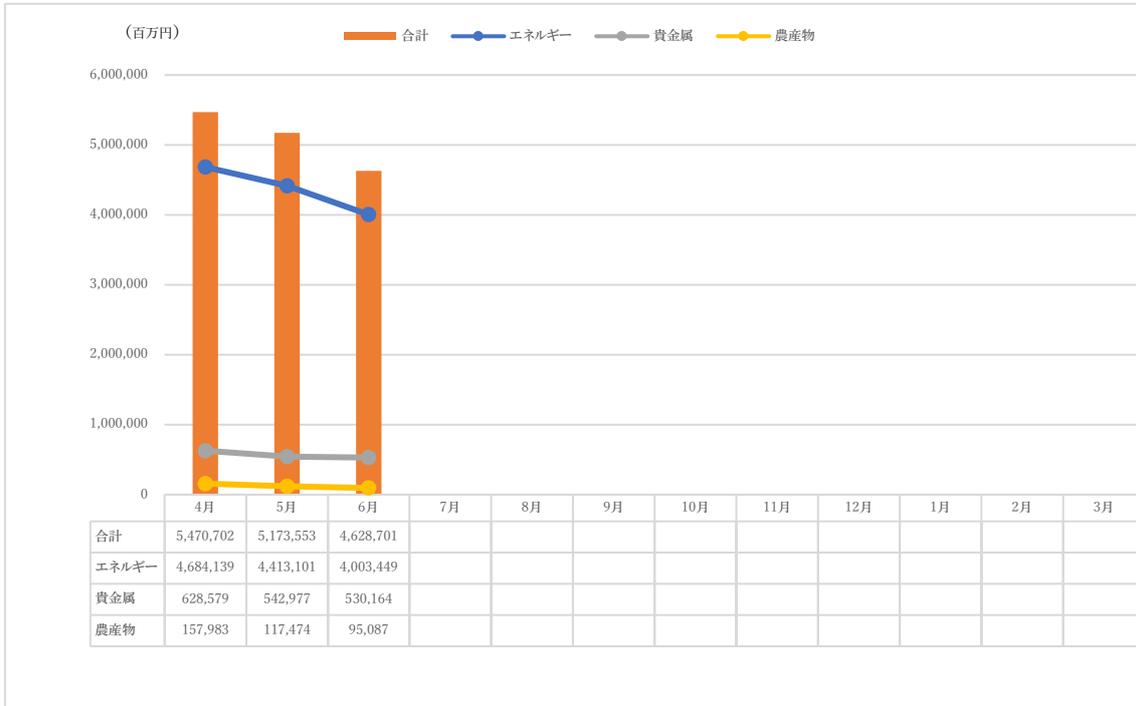
### (1) 2022（令和4）年度 月末証拠金等残高と口座数



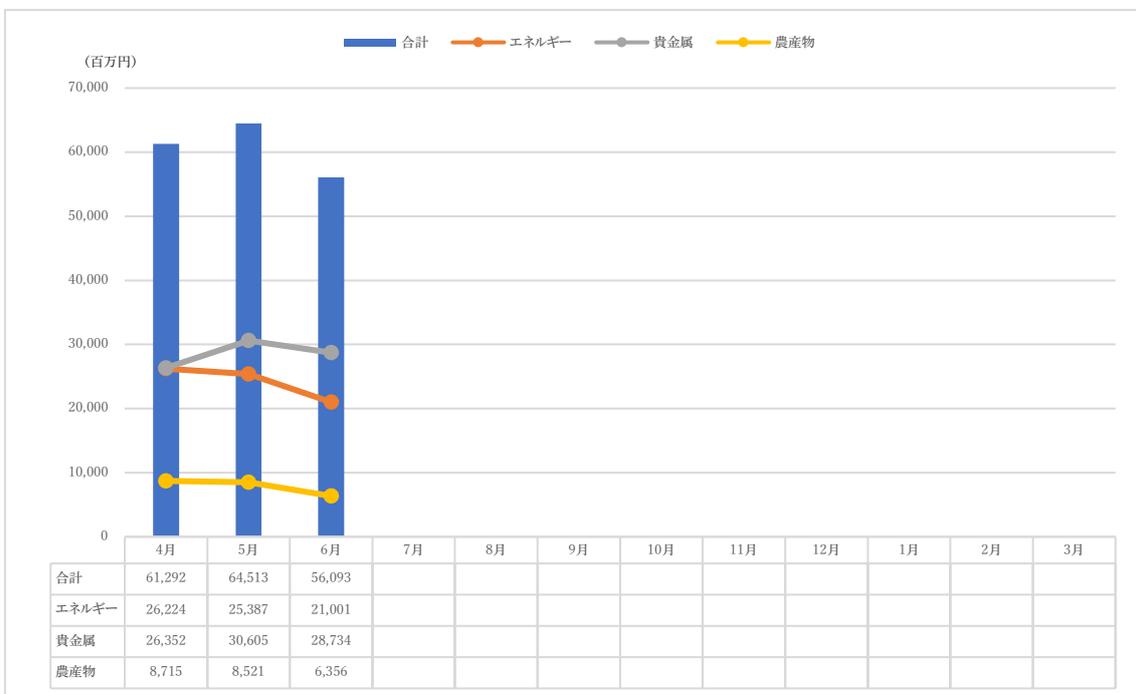
### (2) 2022（令和4）年度 月間取引件数



### (3) 2022（令和4）年度 月間取引金額



### (4) 2022（令和4）年度 月末建玉残高



### 3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3. 及び4. では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規・再登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～令和 3 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147
令和 2 年度	22,467	1,677	147	2,513	100	1	855	164	4	2,386	290	14	22,594	1,427	134
令和 3 年度	22,594	1,427	134	2,329	86	6	1,102	268	1	2,723	479	98	22,200	1,034	42

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和 4 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	22,200	1,034	42	90	13	0	43	7	0	400	14	1	21,890	1,033	41
5 月	21,890	1,033	41	158	17	0	62	20	1	263	5	0	21,785	1,045	41
6 月	21,785	1,045	41	87	24	0	195	29	0	170	23	1	21,702	1,046	40
7 月	21,702	1,046	40	48	10	0	243	95	0	98	8	1	21,652	1,048	39

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 2021年度 外務員登録資格試験及び登録更新講習 合格・修了率の推移（四半期ごと）

全会員		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
限定試験 (※)	受験者数(A)	61名	24名	22名	11名	118名
	合格者数	53名	21名	18名	8名	100名
	不合格者数	8名	3名	4名	3名	18名
	合格率	86.9%	87.5%	81.8%	72.7%	84.7%
総合試験 (※)	受験者数(B)		2名	7名	16名	25名
	合格者数		2名	7名	14名	23名
	不合格者数		0名	0名	2名	2名
	合格率		100%	100%	88%	92%
登録更新 講習	受講者数(C)	69名	65名	64名	109名	307名
	修了者数	69名	65名	64名	109名	307名
	修了率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	うち再登録者数	6名	5名	3名	4名	4名
合計	(A)+(B)+(C)	130名	91名	93名	136名	450名

(※) 外務員登録資格試験は、令和3年7月から現行の商先法に関する知識を問う設問に、金商法及びその周辺知識の有無を確認する設問を追加した「商品デリバティブ取引総合試験」と、追加した設問を受験する必要のない「商品先物取引限定試験」となった。

## 5. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

㈱東京商品取引所

- 「[先物・オプション関連](https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html)」 <https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html>  
「[商品先物価格情報](https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListToCom)」 <https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListToCom>

㈱堂島取引所

- 「[相場表](http://www.odex.co.jp/market/price_rice_n_EXW.html)」 [http://www.odex.co.jp/market/price\\_rice\\_n\\_EXW.html](http://www.odex.co.jp/market/price_rice_n_EXW.html)  
「[ヒストリカルデータ](http://www.odex.co.jp/market/his_index.html)」 [http://www.odex.co.jp/market/his\\_index.html](http://www.odex.co.jp/market/his_index.html)

### (2) 統計データ

- 日本商品先物振興協会 [業界統計データ](https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>  
日本商品委託者保護基金 [経営統計年報等](https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

### (3) （一般向け）先物取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

- ㈱東京商品取引所（「[個人・一般の皆様](https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html)」） <https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html>  
㈱堂島取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.odex.co.jp/guide/about.html)」） <http://www.odex.co.jp/guide/about.html>  
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>  
”（[産業界の皆様へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>



# 日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>